不動産引渡命令を申し立てる方へ

横浜地方裁判所第3民事部競売係

電話番号 045 - 664 - 8737 (配当係)

競売物件の引渡命令の申立てをされる買受人の方は、下記の要領に従って申立てをしてください。申立てができる期間は、代金納付から6か月以内です。

(民法395条1項の明渡猶予が認められる者が占有していた建物の買受人は、代金納付から9か月以内に申立てをすることができます。)

1 申立てに必要な書類

(1)不動産引渡命令申立書

裏面の記載を参考にして、申立書、当事者目録、物件目録を作成し、その順番に左側を綴じて、一枚目の申立書の申立人氏名欄に印鑑を押捺したもの。

(2) 収入印紙(申立手数料)

相手方1名につき500円

(3) 郵便切手(引渡命令正本送達費用)

相手方1名のときは、 94円×1組、1204円×1組 相手方2名のときは、 94円×1組、1204円×2組

(4) 添付書類

資格証明書 申立人(買受人)・相手方が法人のときは、必ず添付してください。

物件目録 通常の場合は不要(当事者目録も不要)

及び図面 但し、引渡しを求める対象が建物の一部である等、その特定の

ために図面を必要とする場合には、物件目録及び図面を各3部提出してください。

(この場合には、物件目録の物件の表示の次に「上記のうち別紙図面斜線部分」等と記載し、当該図面中、引渡しを求める部分に斜線を引いてください。)

※ 相手方が、差押え後の占有者などで、事件の記録上、占有していることが判明 しないときは、相手方が占有している資料(調査報告書、上申書、写真等)を提 出していただく必要があります。

2 引渡命令発令後の手続について

- (1) 引渡命令が発令されると、引渡命令正本を、申立人には普通郵便で、相手方には特別送達郵便で送付します。
- (2)引渡命令正本が、相手方に送達されてから1週間以内に引渡命令に対する不服申立 (執行抗告)がないときは、引渡命令が確定します。確定したかどうかは、競売係まで 電話で照会してください。
- (3) 引渡命令が確定したら、執行の準備として、引渡命令正本を添付の上、**執行文付与申請書と送達証明申請書**を作成して、提出してください。書式は窓口に備え付けてあります。いずれも、執行官に対して、引渡しの強制執行の申立てをする際に必要な文書となります。

手数料

執行文付与申請 執行文1通につき収入印紙300円 送達証明申請 相手方1名につき収入印紙150円

(4)執行文付き引渡命令正本と送達証明書を添付の上,執行官室に,引渡命令に基づく 引渡しの強制執行の申立てをしてください。申立てに関する詳細は執行官室にお尋ね ください。 不動産引渡命令申立書

印紙

横浜地方裁判所第3民事部 御中 令和〇年〇月〇日

申立人(買受人) O O 株式会社 代表者代表取締役 O O O O 連絡先 電話番号 045-OOO-OOO(担当 OO)

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

申立ての趣旨

相手方は、申立人に対し、別紙物件目録記載の不動産を引き渡せ。

申立ての理由

- 1 申立人は、御庁令和〇年(ケ)第〇〇号不動産競売事件において、別紙物件 目録記載の不動産を買い受け、令和〇年〇月〇日代金を納付した。
- 2 口 相手方は、上記不動産の所有者である。
 - □ 相手方は、上記不動産を何らの正当な権原なく、占有している。

※(口の中をチェックする。)

3 よって、申立ての趣旨記載の裁判を求める。

当 事 者 目 録

横浜市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

申立人(買受人) 〇 〇 株式会社 代表者代表取締役 〇 〇 〇 〇

横浜市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

相手方(所有者) 〇〇〇〇

※ 相手方が、賃借権等による占有者のときは、「相手方(占有者)」とする。

物 件 目 録

所 在 横浜市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

 家屋番号
 〇〇番〇

 種
 類
 居宅

構 造 木造 2 階建

床 面 積 1階 〇〇. 〇〇平方メートル

2階 〇〇. 〇〇平方メートル